

# 京都市帝國大學經濟學會

# 經濟論叢

第 三 號      第 二 十 二 卷

大 正 四 年 三 月 一 日 發 行

## 論 叢

御家人の特質……………文學博士 三浦 周行

課税に於ける家族事情の考慮……………法學博士 神戶 正雄

フッサールの現象學……………文學博士 米田庄太郎

日銀物價指數の研究……………法學士 汐見 三郎

## 時 論

支那の共和政治の成立<sup>及び</sup>建設……………文學博士 矢野 仁一

小作問題と朝鮮の小作制……………法學博士 河田 嗣郎

## 說 苑

英國經濟學發展の一大觀……………法學博士 財部 靜治

## 雜 錄

佛蘭西財政狀態と相續税……………經濟學士 小川福太郎

海運同盟の<sup>研究に關する</sup>參考資料<sup>に就いて</sup>……………法學士 小島昌太郎

## 海運同盟の研究に關する

### 參考資料に就いて (二)

小島 昌太郎

海運同盟の研究に關し、前號に紹介したる英吉利の Report of the Royal Commission on Shipping Rings を相並んで貴重な參考資料は、

- (5) Proceedings of the Committee on the Merchant Marine and Fisheries in the Investigation of Snipping Combinations under House Resolution 587, 1913—14.

である。之は合衆國の第六十二議會(一九一二年)の決議四二五と、之を補充する決議五八七とによつて、House Committee on the Merchant Marine and Fisheries に對し、合衆國の對外貿易及び國內商業に關しコンファレンスの及ぼす影響を調査し、若し弊害ありと認むるに於てはその除斥の方法を建議すべき權能を之に與へて、

此問題を研究せしめたる結果の報告書である。

此報告書は四卷より成り、第一卷及び第二卷は上掲の表題にて一九一三年に發表せられ、第三卷は Special Diplomatic and Consular Reports. (Dealing with Methods and Practices of Steamship Lines engaged in the Foreign Carrying Trade of the United States.) と題し、第四卷は Report on Steamship Agreements and Affiliations in the American Foreign and Domestic Trade Prepared under direction of the Chairman of the Committee by S. S. Huebner including the Recommendation of the Committee と題し、上掲の表題はこの第三卷と第四卷には傍書的に附けられてある。第三卷は一九一三年に發表せられ、第四卷は一九一四年に發表せられた。

この委員會の調査方法は、先び五百六十二の合衆國海運會社(外國航路を經營せるものも、内國航路を經營せるものも含む)と、百八十七の鐵道會社及び運送關係事業會社と、合衆國關

係航路に營業せる二百八の外國會社に對し、一定の様式の Schedule of Inquiries を發し、之に對して得たる回答(合衆國所屬海運會社の中、回答を提出したるもの四百七十、鐵道會社及び運送關係事業會社の回答したるもの百八十、外國會社の回答したるもの八十八)を整理して、基礎的調査をと、のへ、次いで此基礎的調査に於て分明しなかつた事項を調査する爲め、並びに荷主側の意見を徵する爲めに各州商務局、商業會議所、物産取引所及び主要なる商業會社、運送會社等の意見を書面又は陳述によりて届出でしめ、更に一層事實の真相を明かならしむる目的を以て一九一三年一月七日より同年三月三日に亘り public hearings を開き、コンファレンス

關係外の海運會社、鐵道會社、代表的大荷主等五十五人の證人を喚問して、コンファレンスに關する各種の事實、賛否の意見、弊害に對する救濟策等につき尋問し、又別に Department of State を經て、外國駐割の外交官領事に對し駐割國の海運會社にして合衆國關係航路に於てコ

ンファレンスを組織し、又は之に加盟せるもの實狀、並びに駐割國のコンファレンスに對する取扱ひ、及び海運保護政策等を報告せしめたのである。かくて此等總ての材料を綜合調査して、之に對する委員會の結論を付けて出來たものが、即ち此報告書である。

此報告書は Crown octavo 型のもので、全部にて約二千五百頁に達し、五號活字にて印刷せられた浩瀚なものである。その第一卷と第二卷とは Public hearings の速記録で、之は元の Hearings before the Committee on the Merchant Marine and Fisheries, House of Representatives on H. Res. 587. を題し、各開會日毎にその記録を纏めて一冊宛として發表したる小冊子 No. 1. より No. 27. までのものを更めてこの二卷に收めたものである。そして第二卷には合衆國各地に於ける二千の貿易關係業者に對して發したるコンファレンスに關する賛否の意見の問合せに對して、受領したる三百の回答の内容とその分類とが添へてある。第三卷は、前述外國駐在

官の報告を纏めたものである。第四卷は、此報告書の本文をなすもので、二部より成り、Part I は Steamship Agreements and Affiliations in the American Foreign Trade を題し、對外海運に於ける八十のコンファレンスについて、その組織の概要を記載し、且つ合衆國の鐵道會社と外國海運會社との契約書をも載せてある。Part II は Steamship Company Affiliations in the American Domestic Trade を題して、専ら國內に於ける水運會社間の協定、及び水運會社と陸運會社との協定を説明したものである。而して此第四卷には、更に Recommendation of the Committee が添へてある。

此報告書は、コンファレンスの組織内容を記載する點に於ては Royal Commission の報告書よりは大に具體的になつて居るが、その利害の影響に關する理論的記述は殆ど省略せられて居つて、單に結論が列擧してあるだけである。故にコンファレンスの operations に關する理論的研究については Royal Commission の報告書に

參考とすべき所多く、コンファレンスの實際事項については此報告書に參考とすべき點が多い。但し此報告書は今日既に絶版になつて居つて、Washington の Government Printing Office に於ても一部の殘本もなほ。

コンファレンスに關する公の調査報告は、私の知る限りに於ては以上に掲げたものだけである。而して之に關する著書や論文は、これ又甚だ乏しい。此問題を取扱つた最初の著書は、恐らくは、

(6) Root, Shipping Rings, Subsidies and Trusts, 1902

であらう。併し此書物は今日絶版で、私も之を利用することが出来なかつた。

(7) Karl Thiess, Organisation und Verbandsbildung in der Handelsschifffahrt, Berlin 1903.

此書物は、かのモルガン・トラストが Inter-

national Mercantile Marine Co. を設立して、獨逸の Hamburg-Amerikanische Packetfahrt-Actien-Gesellschaft (Hamburg-Amerika Linie) と Nord-deutscher Lloyd とが、その支配下に置かれたる計畫を進め、之に關する問題が獨逸に於て盛に議論せられ、遂にその計畫が成功しなくて、只資本一部の共同参加によりて營業の協調が出来た當時に、著者が柏林大學の Institut für Meereskunde に於てなしたる講演を著書としたもので、Meereskunde in gemeinverständlichen Vorträgen und Aufsätzen herausgegeben von Institut für Meereskunde an der Universität Berlin の第一卷第二號として發行せられたものである。従つてその内容はコンファレンスの一般的研究を云ふべきものではなく、主として獨逸定期船會社の間の合同、同盟の梗概を述べ、モルガン・トラスト問題の成行を説明し、之を獨逸海運との關係を論述したものである。

この本はコンファレンスの International Mercantile Marine Company に關する論著として、Overzier, Der ame-

雜錄 海運同盟の研究に關する參考資料に就いて

rikansh-english Schifffahrtsrust-Morgan-Trust, Berlin 1912; Meade, The Capitalization of the International Mercantile Marine Company, (Political Science Quarterly Vol. XIX, 1904) 及びその著者の Annual Report of the International Mercantile Marine Company がある。

其後、前掲の Royal Commission がコンファレンス問題研究の爲めに任命せられて、其調査を開始してから、歐羅巴に於ては此問題に對する一般の注意が喚起せられたるなり、この Commission の任命後幾許もなくして、

(8) Henneberg, Pools et Rebates. Une analyse juridique et économique a propos de la "Shipping Ring's Commission".

が、Revue Economique internationale (Mai 1907) に載せられた。之は僅に十九頁の論文であるが、海運界に於て Trusts, pools, rings, conference, Betriebsgemeinschaften の類なるもの、佛蘭西の syndicats 及び一語に於て表はる

れて居るけれども、これらは種々異なる内容を有つものであることを説明し、且つ運賃延戻制の内容をも略説し、獨逸に於ける Betriebsgemeinschaften の例を擧げ、モルガン・トラストの International Mercantile Marine Company の組織を略述し、英吉利に於けるコンマンチス組織の主なるものを説明して、Royal Commission がコンマンチス問題を調査するために任命せられた理由を略説したものである。

Report of the Royal Commission on Shipping Rings が發表せられたからには、英吉利に於ては、

(9) Macgregor, Shipping Conferences 及び論文な The Economic Journal, Vol. XIX, No. 76 (December, 1909) に發表せられた。之は十四頁の簡單な論文であつて、Royal Commission の報告に基き、コンマンチスを運賃延戻制の一般的性質を説明し、之に著者の若干の意見を加へたものである。

而して獨逸に於ても、之に次いで

(10) W. Pupka, Schifffahrtsringe und Frachtrabatte.

が、Jahrbuch für Nationalökonomie und Statistik, Bd. 30 (1910) に載せられた。之は Royal Commission の報告本文の概要を實に要領よく紹介し、多數意見書と少數意見書との見解の異なる點などは相並べて之を明かにしてある。

その翌年には又、

(11) Richard Passow, Das „Rabattsystem“ der Verbände in der Seeschifffahrt.

が、Zeitschrift für Socialwissenschaft, N. F. II Jahrgang, Nr. 1. (1911) に掲載せられた。之は Royal Commission の報告に基き、コンマンチスと運賃延戻制の性質を説明し、且つその利害得失を説いたもので、そして著者は Majority Report の結論と同様に、この二つのものは海

運業者にとつても荷主にとつても、結局、有利有益なものであると云ふ見解を之に表はして居る。但し此論文には、運賃延戻制に對する訴訟の Landgericht Hamburg の判決を Reichsgericht の判決が引用せられてあるから、獨逸に於ける此組織に對する法の見解を知るの利便がある。

北米合衆國に於て前掲の Committee on the Merchant Marine and Fisheries の報告書が發表せられた年、

### (12) Government Regulation of Water Transportation.

の題して The Annals of the American Academy of Political and Social Science, Vol. I V, Whole No. 144, Sept. 1914 が發行せられた。之は交通經濟學者や海運會社の社長、副社長の職に在る人々などが、コンファレンス問題に關し前掲委員會が取扱つた各事項につき、各自の見地より論述した論文を編纂したものである。委

員會の報告書には、前に述べたるが如く、コンファレンスの利害に關する理論的記述が全く省略せられてあつて、只その結論だけが列擧してあるのだから、此等の論文は、この利害に關する理論的記述に於て、委員會の報告書の缺を補ふものと見ることが得べく、従つて委員會の報告書を研究するについて好個の參考資料である。今之に載する所の論文の題目を紹介すれば次の如くである。

Emory R. Johnson, Competition versus Cooperation in the Steamship Business: Proposed Legislation.

Grover G. Huebner, Extent of Regulation of Ocean and Inland Water Transportation by the Federal Government.

Paul Gotthell, Historical Development of Steamship Agreements and Conferences in the American Foreign Trade.

S. S. Huebner, Steamship Line Agreements and Affiliations in the American Foreign

- and Domestic Trade.
- William H. S. Stevens, The Administration and Enforcement of Steamship Conferences and Agreements.
- W. G. Sickel, Pooling Agreements.
- P. A. S. Franklin, Rate Agreements between Carriers in the Foreign Trade.
- Herbert Barber, Deferred Rebate Systems.
- D. J. Donovan, Contracts between Steamship Lines and Shippers.
- Rufus Hardy, Traffic Agreements between Steamship Lines and American Railroads.
- William Boyd, Agreements and Conferences in their Relation to Ocean Rates.
- E. O. Merchant, Rate Making in Domestic Water Transportation.
- T. Ashley Sparks, Relation of the Contractor or Speculator to the World's Ocean Transportation Problem.
- Ernest S. Bradford, Water Terminals in the

United States and their Control.

以上の論文の外に、此書物には附録がついてあつて、前掲の Committee on the Merchant Marine and Fisheriesの報告の中で、上の論文に含まれて居ない部分の抜書を、Bill to Regulate Carriers by Water engaged in the Foreign and Interstates Commerce of the United States. とが載せてある。この Bill は即ち Shipping Act of 1916 の草案であるから、Shipping Act の研究には甚だ役立つものである。

〔未完〕